

第2期川崎市文化芸術振興計画の改訂について

第1章 第2期文化芸術振興計画の改訂にあたって

1 改訂の経緯

(H13.2) 文化芸術振興基本法 (旧法)
 (H17.4) 川崎市文化芸術振興条例
 (H20.3) (第1期)川崎市文化芸術振興計画
 (H26.3) 第2期川崎市文化芸術振興計画 (概ね10年間)
 ⇒ 以後の状況変化を踏まえ第2期計画の「改訂版」を策定

2 第2期計画について

○ これまでの取組内容及び課題に対する視点の整理

| | |
|----------|-------------------------------------|
| 取組内容 | 計画の基本目標や施策の目的に沿った取組が行われていることを確認 |
| 課題に対する視点 | イベント等の充実、市民や活動団体等との連携強化、広報や情報発信の強化等 |

○ 重点施策に関する状況の確認
 ・ 重点施策：基本目標を達成する上で重要な取組

| | |
|--|-------------------------|
| 【重点1】文化芸術を活かしたまちづくりによる川崎の魅力増進と地域の活性化 | 文化施設等の効果的な運営 |
| 【重点2】次世代の担い手である青少年が身近に文化芸術を体験できる場づくり | 青少年(18歳以下)を主な対象とした取組の推進 |
| 【重点3】パリアフリープログラムの推進による誰もが文化芸術を楽しむ機会づくり | パリアフリープログラムに関する取組の推進 |

3 第2期計画策定後の文化芸術を取り巻く状況の変化

- (1) 社会状況の変化
 - ・ 全国と本市の人口推移、外国人居住者・旅行者の増加
 - ・ インターネット、スマートフォン、SNS等の普及拡大
- (2) 国の動向
 - ・ (H29) 文化芸術基本法 (旧法の改正) → (H30) 文化芸術推進基本計画
 - ・ (H30) 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律
- (3) 本市の状況
 - ・ (H28) 総合計画
 - ・ (H28) 「かわさきパラムープメント第1期推進ビジョン」
 - ・ (H30) 「 // 第2期推進ビジョン」

4 本市の文化芸術振興の現状

- (1) 文化芸術を活用したまちづくり
 - ・ 地域で受け継がれてきた文化芸術
 - ・ 市内の文化関連施設
 - ・ 音楽や映像を活用したまちづくり
 - ・ 地域の文化芸術資源を活用した取組
- (2) 第2期計画策定後の新たな取組
 - ・ 「かわさきパラムープメント」関連：障害のある方による文化芸術活動に関する普及促進及び多様な活動主体の中間支援の取組
 - ・ 地域資源の活用：浮世絵等の活用、若者文化の発信
 ⇒ 更なる推進のため改訂版へ反映、継続した取組の検討・実施の必要性

第2章 本計画の基本的な考え方

1 計画の改訂の方針

(改訂方針)

- ◎ 計画体系は第2期計画を基本的に継続
- ◎ 第2期計画策定後の新規事業等を改訂版に反映
- ◎ 重点施策は「横断的な視点」に位置付けを改める
- ◎ 計画全体の指標として総合計画の指標を活用

2 本市の文化芸術振興施策の基本方針

前計画から継続

- 振興条例の趣旨に基づく基本的な方針
- ⇒ 計画の体系や施策の展開における上位に位置付け

(基本方針)

- ① 文化芸術の振興による創造的で持続的なまちづくりの推進
- ② 市民の主体的な文化芸術活動の尊重と支援
- ③ 関係機関等との連携による文化芸術の振興と地域づくり
- ④ 文化芸術活動を通じた都市・地域間の交流の推進

3 本計画の位置づけ

- 総合計画をはじめ関連する分野別計画との整合
- 文化芸術基本法による地方公共団体の計画に位置付け → 国の文化芸術推進基本計画を参照
- 対象とする文化芸術は文化芸術基本法に準拠
- 川崎市文化財保護活用計画との関連性
- 産業、観光、福祉等関連分野との連携・協力

4 計画期間

- 平成31(2019)年度から平成35(2023)年度までの5年間

5 これからの本市の文化芸術振興の方向性

| |
|----------------------|
| 文化芸術資源を活かしたまちづくり |
| 文化芸術を担う人材の育成 |
| 誰もが文化芸術に触れ、参加する環境づくり |

「かわさきパラムープメント」のレガシー形成に向けた文化芸術活動の推進 (=全体を包含)

第3章 本計画の体系と施策の展開

1 本計画で目指すまちの姿

○ 前章「これからの本市の文化芸術振興の方向性」を踏まえ、本計画の推進により目指すべきまちの姿を定める

< これからの本市の文化芸術振興の方向性 >

| |
|---|
| 文化芸術資源を活かしたまちづくり |
| 文化芸術を担う人材の育成 |
| 誰もが文化芸術に触れ、参加する環境づくり |
| 「かわさきパラムープメント」のレガシー形成に向けた文化芸術活動の推進 (=全体を包含) |

< 本計画で目指すまちの姿 >

| |
|------------------------|
| 「川崎の文化」の発信による国際的な文化都市 |
| まちなかや生活に文化芸術が息づく魅力あるまち |
| 文化芸術の担い手が育つ好循環のまち |
| 誰もが文化芸術を楽しむまち |

○ 「本計画で目指すまちの姿」を達成するため、3つの「基本目標」と、基本目標を達成するための「施策」を定め、具体的な取組を推進

2 基本目標と施策の展開

(※下線又は傍線は改訂版計画で追加・変更したものを)

| | |
|---|--|
| <p>基本目標1 文化芸術や地域の特性・資源を活かしたまちづくり 音楽や映像、歴史や伝統文化、若者文化など、市内の文化芸術資源を活かしたまちづくりを推進するとともに、その魅力を積極的に国内外に発信し、市民の地域への愛情を増進するとともに都市イメージの更なる向上を図る。</p> <p>施策1 文化芸術を活かしたまちづくりの推進 音楽によるまちづくり / 映像によるまちづくり / アートのまちづくり</p> <p>施策2 地域資源を活用した特色ある文化芸術活動の推進 街並みの文化芸術を活用したまちづくり / 生田緑地を中心とした地域の魅力の発信 / 多摩川を活用したまちづくり / 地域の伝統文化や文化財を活用したまちづくり / 企業、産業が牽き出す文化芸術の活用 / 若者文化の発信によるまちづくり</p> <p>施策3 「川崎の文化」の国内外への発信 国内外への魅力発信 / 文化交流の推進</p> | <p><改訂版で新たに盛り込む主な取組> ・カルツツかわさきにおける音楽等の鑑賞・発表機会の提供 ・国史跡榎樹街街路跡跡の保存整備・活用に関する取組 ・若者文化の発信による「若い世代が集い賑わうまち」をめざす取組 ・文化芸術事業を通じた多文化共生の取組 ・歴史・文化資源である浮世絵等を活用した新たなにぎわいの創出と魅力の発信に向けた取組</p> |
| <p>基本目標2 人材の育成と協働による文化芸術の振興 文化芸術を支える人材の発掘・支援、子どもや若者が文化芸術に触れ、楽しむ環境づくりを通じ、持続的に文化芸術が発展するまちづくりを進める。また、地域の人材、企業、関係機関等と行政が各々の役割のもと連携し、文化芸術振興と地域活性化を図る。</p> <p>施策1 文化芸術を支える人材の育成と活躍の機会の提供 ボランティアの育成と活躍機会の拡充 / 若手芸術家等の育成支援 / 子どもや若者が文化芸術に触れる機会の充実</p> <p>施策2 市民・文化関係団体・企業との連携の推進 ネットワークづくりの推進 / 文化芸術の様々な分野への活用 / 文化芸術活動の連携の促進</p> | <p><改訂版で新たに盛り込む主な取組> ・文化芸術に関する担い手の育成や技術・技能の継承に資する取組の検討 ・子どもや若者による文化芸術の鑑賞や文化芸術活動の更なる拡大に資する取組の検討 ・観光や福祉等に文化芸術を活用する取組の検討</p> |
| <p>基本目標3 市民が文化芸術に触れる環境・活動できる環境の整備 市民が様々な文化に触れ、多様な文化芸術活動ができるよう、美術館やホール等の文化施設を効果的に運営するとともに、誰もが文化芸術を楽しむ機会を増やすことにより、魅力あるまちづくりにつなげていく。</p> <p>施策1 文化施設等の効果的な運営 施設の魅力を最大限に発揮・公演等の実施 / 施設間の連携・協力 / 文化施設等のファミリー活動の充実 / パリアフリーの推進 / 専門人材の養成 / 計画的な修繕の実施</p> <p>施策2 市民が身近に文化芸術に触れる機会の提供 身近に文化芸術に触れる機会の充実 / 誰もが文化芸術の楽しさを享受できる機会の設定</p> <p>施策3 文化芸術活動への市民参加の促進 文化芸術活動を行う環境の拡充 / 文化芸術活動を行うための情報の整備 / 文化芸術活動を発表する場の提供 / 様々な文化芸術活動に参加する機会の提供</p> | <p><改訂版で新たに盛り込む主な取組> ・文化関係団体とのネットワークづくりや情報発信等の中間支援機能の強化 ・障害者による文化芸術活動の環境づくりに向けた取組</p> |
| <p><川崎市における文化プログラムについて> オリンピックにおける「文化プログラム」の位置づけ / 東京2020大会に向けた文化プログラムの枠組み 基本的な方向性 ⇒ 認証制度「beyond2020プログラム」の活用、認証組織として文化団体等へ認証取得促進</p> | |

3 横断的な視点

○ 3つの基本目標に関する重要な要素を取組推進の「横断的な視点」として整理

| | |
|---------------|------------------------------------|
| 横断的な視点 | |
| 視点1 | 文化芸術を活かしたまちづくりによる川崎の魅力増進と地域の活性化 |
| 視点2 | 次世代の担い手である子どもや若者が身近に文化芸術を体験できる場づくり |
| 視点3 | パリアフリープログラムの推進による誰もが文化芸術を楽しむ機会づくり |

| | |
|---------------------------------|--|
| 成果指標 (第4章) | |
| 文化・芸術活動の盛んなまち だと思ふ市民の割合 | |
| 主要文化施設の入場者数 | |
| 年1回以上文化芸術活動をする人の割合 | |
| 「音楽のまち」の環境が充実していると感じる人の割合 | |
| ミュージアム川崎シンフォニーホール主催・共催公演の入場者率 | |
| 「映像のまち」の取組を知っている、評価できると回答した人の割合 | |

第4章 計画の推進について

1 各主体に期待される役割

- 市民、文化団体、文化芸術分野における専門家、大学、企業等の各主体に期待される役割と相互の連携・協働
 - (公財)川崎市文化財団に求められる役割と機能強化
 - ・ 市と文化財団との役割分担
- | | |
|----|---|
| 市 | 市民が文化芸術活動を自主的かつ創造的に行うことができるよう環境を整備するほか、文化芸術振興施策の推進を通じ、文化芸術を振興する役割を担う |
| 財団 | イベント等の事業実施はもとより、川崎の文化芸術を支える人材の育成や多様な活動主体との連携・コーディネートを行う中間支援の取組など専門的な組織としての役割を担う |
- ⇒ 文化財団は市のサポートのもと機能強化を図る

2 文化関連施設に求められる役割

○ 「文化芸術の創造拠点」、「市民の活動拠点」、「川崎市の魅力発信拠点」の3つの役割に沿って各施設を分類し、それぞれの役割を担っていく

3 計画の推進と評価

- (1) 成果指標
 - ・ 総合計画の文化芸術関連指標を活用して設定
- (2) 計画の進行管理・評価の体制
 - ・ 川崎市文化芸術振興会議 (附属機関)
 - ・ 川崎市文化芸術振興庁内推進委員会
- (3) 文化アセスメントを活用した施策の総合マネジメント
- (4) 計画の年度管理

(※下線又は傍線は改訂版計画で追加・変更したものを)

■ 今後の主なスケジュール

- (11月) パブリックコメント実施 (~12月)
- (2月) 文化芸術振興会議での報告及び意見聴取
- (3月) 改訂版の策定

第2期

川崎市文化芸術振興計画

(概要版)



KAWASAKI CITY

平成26年3月

川崎市

KAWASAKI

川崎市文化芸術振興計画について

経緯

川崎市は、平成13年12月に策定された「文化芸術振興基本法」の趣旨に則り、平成17年4月に文化芸術を活かしたまちづくりを進めるため、「川崎市文化芸術振興条例」（以下「振興条例」という。）を施行しました。

振興条例において、文化芸術は都市生活の質を高める重要な役割を担うものであり、創造的な市民や企業を育て、持続的に発展する都市をつくり出す源であると位置付けています。

この振興条例の趣旨に基づき、本市における文化芸術振興施策を総合的かつ計画的に推進するための仕組み等を定めることを目的に、平成20年3月に平成20年度から平成25年度の6年間を計画期間とした「川崎市文化芸術振興計画」（以下「第1期計画」という。）を策定しました。

この計画期間が終了することと、策定後の様々な状況変化を踏まえ、第1期計画の成果の検証、課題の把握等を行い、各施策分野に文化的視点を取り入れた取組を行うことにより、文化芸術の振興により個性と魅力が輝き、市民が生き生きと心豊かに暮らせるまちづくりに寄与することを目的に「第2期川崎市文化芸術振興計画」（以下「第2期計画」という。）を策定します。

対象とする文化芸術

文化芸術振興基本法に例示された「芸術」「メディア芸術」「伝統芸能」「芸能」「生活文化・国民娯楽」「文化財」のほか、文化芸術の幅を広く捉え、例示されていない分野についても対象とします。

計画期間

平成26年4月から概ね10年間（一定期間で検証・見直し）

基本方針

振興条例の理念に基づき、市民の多様で主体的な文化芸術活動を尊重し、本市の文化芸術の振興を図り、地域の活性化と市民の誰もが生き生きと豊かに暮らせるまちを目指すため、基本方針を設定しました。

基本方針1 文化芸術の振興による創造的で持続的なまちづくりの推進

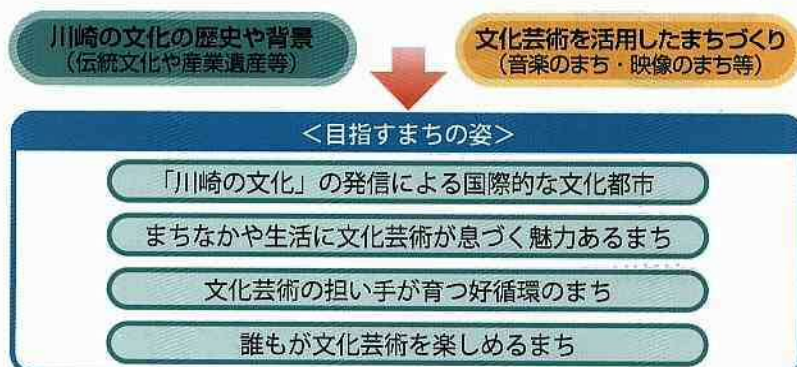
基本方針2 市民の主体的な文化芸術活動の尊重と支援

基本方針3 関係機関等との連携による文化芸術の振興と地域づくり

基本方針4 文化芸術活動を通じた都市・地域間の交流の推進

これからの川崎の文化芸術振興の方向性

歴史やこれまでの取組を踏まえ、社会環境・生活スタイル等文化を取り巻く環境変化等に対応した新たな川崎の文化芸術振興の方向性を設定します。



第2期計画の取組

基本目標1 文化芸術や地域の特性・資源を活かしたまちづくり

川崎市では、それぞれの地域において特色のある伝統的な文化芸術が受け継がれており個性豊かな地域性を有しています。また、「音楽のまちづくり」や「映像のまちづくり」などの文化芸術を活かしたまちづくりが進められています。

こうした、音楽や映像、歴史や伝統文化などの地域資源を活かしたまちづくりを進めるとともに、これらの魅力を積極的に国内外に向けて発信していきます。

施策1 文化芸術を活かしたまちづくりの推進

文化芸術の取組を市民の生活の中に浸透させ、まちづくりに繋げることにより、人々の生活に潤いの溢れる、住む人にとっても、訪れる人にとっても魅力的なまち「川崎」を創造していきます。

施策2 地域資源を活用した特色ある文化芸術活動の推進

多摩川に沿った南北に長い川崎は、それぞれの地域において特色のある文化芸術や伝統芸能が育まれてきました。また、近世では産業の発展とともに企業が発信する文化等も生まれてきています。

これら、地域に根ざした川崎独自の文化芸術を活用したまちづくりを進め、魅力の発信を行っていきます。



施策3 「川崎の文化」の国内外への発信

魅力的な川崎の文化芸術を育てるとともに、国内外に向けて発信することにより、都市イメージの向上や観光客の誘致を図り、個性と魅力が輝くまちづくりを進めていきます。

基本目標2 人材の育成と協働による文化芸術の振興

文化芸術を定着させ、持続させるためには、文化芸術活動を支える人材や文化芸術を理解し、楽しむ人々の存在が不可欠です。川崎市では、これらの人材の発掘やその支援を進めるとともに青少年が様々な文化芸術に触れ、楽しむ環境を作ることにより、地域の文化芸術活動を支える人材の育成を促進し、持続的に文化芸術が発展していくまちづくりを進めていきます。

また、地域の人材、企業、文化関係機関等と行政がそれぞれの役割を担い、連携することで地域全体で文化芸術活動の振興を図るとともに、地域の活性化に繋げていきます。

施策1 文化芸術を支える人材の育成と活躍の機会の提供

文化芸術活動を行う人材や、活動を支える人の育成を進めるとともに、その活躍の場を広げていくことにより、文化芸術を地域で支えていく取組を推進していきます。

また、次世代を担う青少年が身近に文化芸術に触れることができる環境を充実することにより、地域の文化芸術を支える人材を育てていきます。



施策2 市民・文化関係団体・企業との連携の推進

市内には、2つの音楽大学と日本で唯一の映画の単科大学という文化芸術系の大学、NPO法人、文化団体、文化芸術活動に取り組んでいる企業等、様々な活動主体があります。第1期計画期間中に、これら活動主体や行政が連携した文化芸術活動が大きく進みました。今後も相互の情報の共有化を進め、総合的な文化芸術活動の推進を図ります。

基本目標3 市民が文化に触れる環境・活動できる環境の整備

市内では、音楽や絵画などの多様な文化芸術活動や、地域で受け継がれてきた民俗芸能の保存伝承など多様な活動が行われており、美術館やホール等の文化施設で鑑賞や発表などの文化芸術活動が行われています。

市民による文化芸術活動がより活発に行われるとともに、誰もが文化芸術に触れ、楽しめる機会を増やしていくことにより、「魅力にあふれ、市民が愛着と誇りをもって暮らすことができるまちづくり」を進めていきます。

施策1 文化施設等の効果的な運営

市民の文化芸術活動の拠点ともなる文化関連施設については、適切な管理運営やアウトリーチ活動の実施等により、市民が文化芸術に触れるきっかけとなるほか、市民が身近に文化芸術に触れ、親しむことができる環境を提供していきます。

施策2 市民が身近に文化芸術に触れる機会の提供

まちなかや身近な場所において、市民が気軽に文化芸術を楽しむことができる環境づくりを行うことにより文化芸術の裾野を広げるとともに、ホール等に足を運びにくい環境の方々にも、文化芸術を楽しんでいただける機会を提供します。



施策3 文化芸術活動への市民参加の促進

市民や地域で活動を行っている文化団体は、文化芸術活動の主要な担い手として、様々な活動に取り組んでいます。市民の文化芸術活動への参加を促進するため、活動を行える環境や、活動場所等の情報を手に入れられる環境の整備を行っています。

また、高齢者や障がいのある方が自ら文化芸術活動に参加できる機会を提供していきます。

重点施策

基本目標を達成する上で特に重要な取組については、重点施策と位置付けて、取り組んでいきます。

重点施策 1 文化芸術を活かしたまちづくりによる川崎の魅力増進と地域の活性化

川崎の持つ世界的な文化資源を活用し、国内外へ積極的に発信していくことにより、国際的な文化都市として都市イメージの向上と地域の活性化を図っていきます。

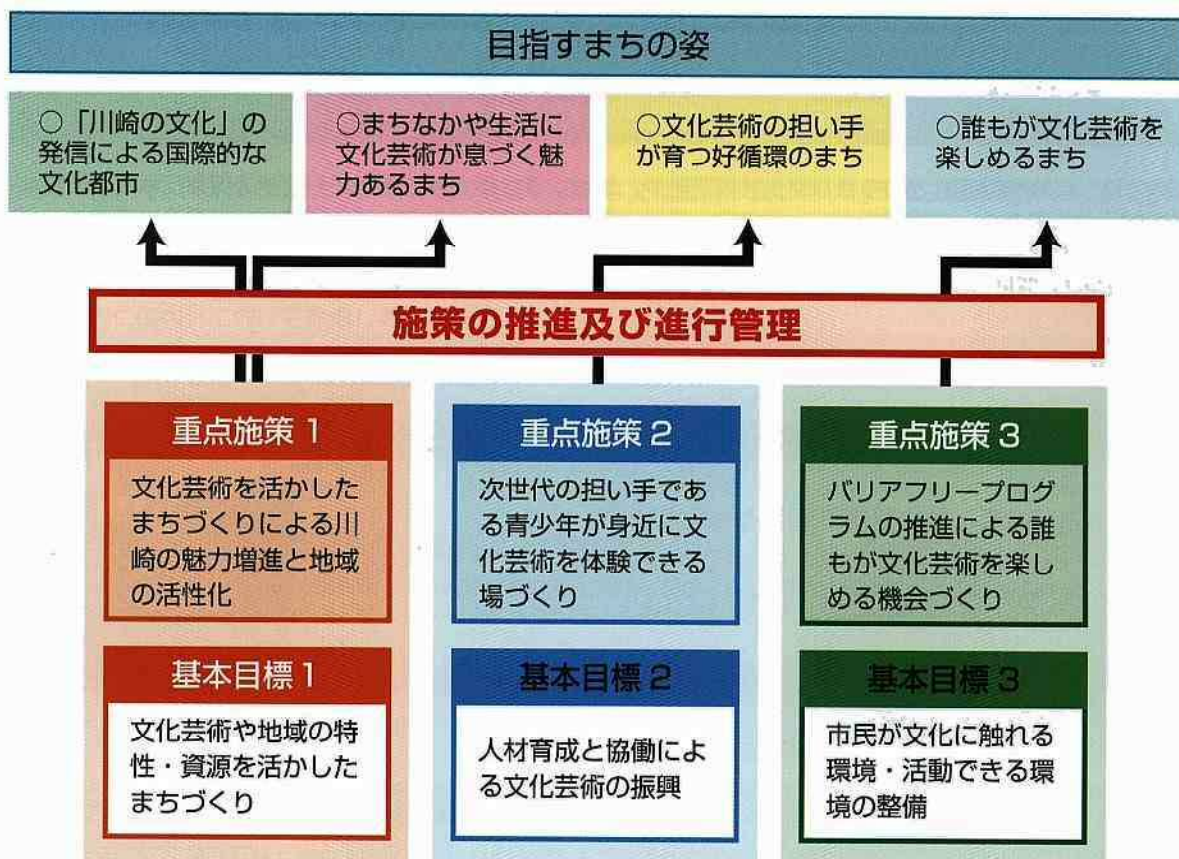
重点施策 2 次世代の担い手である青少年が身近に文化芸術を体験できる場づくり

文化芸術活動を行う人、支える人、文化芸術を理解し楽しむ人々を育てるために、子どもの頃から身近に文化芸術に親しみ、楽しむことができる環境をつくり、次世代の文化の担い手を育てていきます。

重点施策 3 バリアフリープログラムの推進による誰もが文化芸術を楽しめる機会づくり

小さな子どもを連れた方や高齢の方、障がいのある方などにも、身近に文化芸術を楽しみ、参加しやすい環境を整えます。

基本目標と重点施策の取組により目指すまちの姿

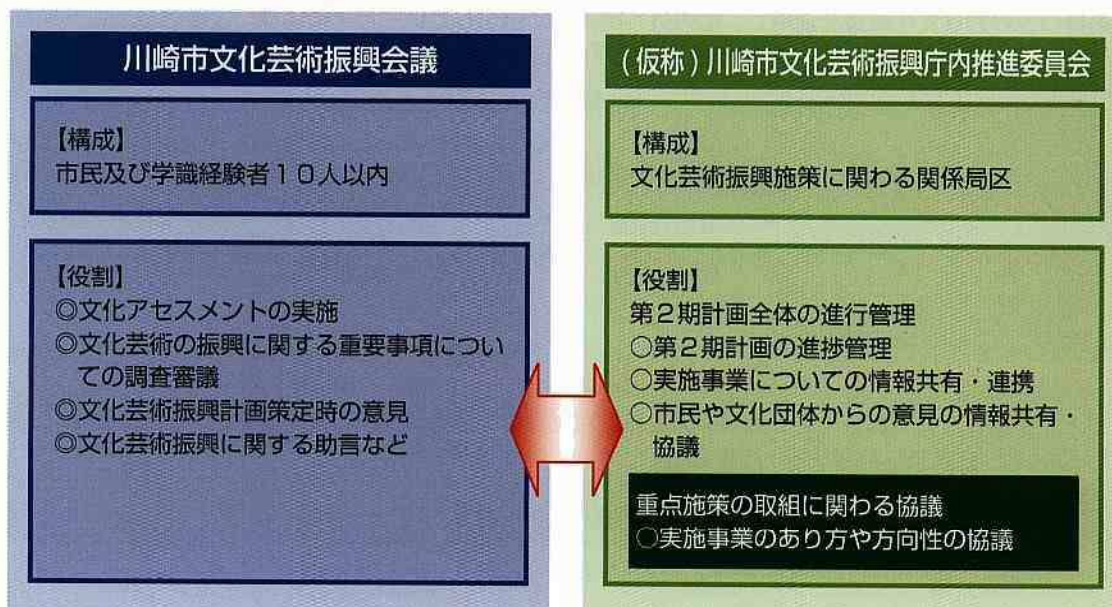


文化関連施設

川崎市には、文化芸術の創造・発信や活動の拠点となる施設があり、文化芸術の振興の拠点としてそれぞれの役割を担っています。

| 文化芸術の創造拠点 | 市民の活動拠点 | 魅力発信拠点 |
|--|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ミュージアム川崎シンフォニーホール ・アートセンター ・能楽堂 等 | <ul style="list-style-type: none"> ・大山街道ふるさと館 ・東海道かわさき宿交流館 ・各区市民館 等 | <ul style="list-style-type: none"> ・藤子・F・不二雄ミュージアム ・市民ミュージアム ・岡本太郎美術館 等 |

計画の推進にあたって（進行管理体制）



策定経過

| | |
|------------------------------|-------------------------|
| 平成 25 年 5 月 2 日 | 第 1 回川崎市文化芸術振興計画改定検討委員会 |
| 平成 25 年 5 月 28 日 | 第 29 回川崎市文化芸術振興会議 |
| 平成 25 年 6 月 4 日 | 第 2 回川崎市文化芸術振興計画改定検討委員会 |
| 平成 25 年 7 月～8 月 | かわさき市民アンケート |
| 平成 25 年 7 月 3 日 | 第 30 回川崎市文化芸術振興会議 |
| 平成 25 年 8 月 ～ 10 月 | 文化団体への説明会 |
| 平成 25 年 8 月 30 日 | 第 3 回川崎市文化芸術振興計画改定検討委員会 |
| 平成 25 年 10 月 31 日 | 第 4 回川崎市文化芸術振興計画改定検討委員会 |
| 平成 25 年 11 月 22 日 | 第 31 回川崎市文化芸術振興会議 |
| 平成 25 年 12 月～ 平成 26 年 1 月 | パブリックコメント |
| 平成 26 年 1 月 8 日 | 市民説明会 |
| 平成 26 年 1 月 31 日 | 第 5 回川崎市文化芸術振興計画改定検討委員会 |
| 平成 26 年 2 月 5 日 | 第 32 回川崎市文化芸術振興会議 |

市民アンケート結果 (抜粋)

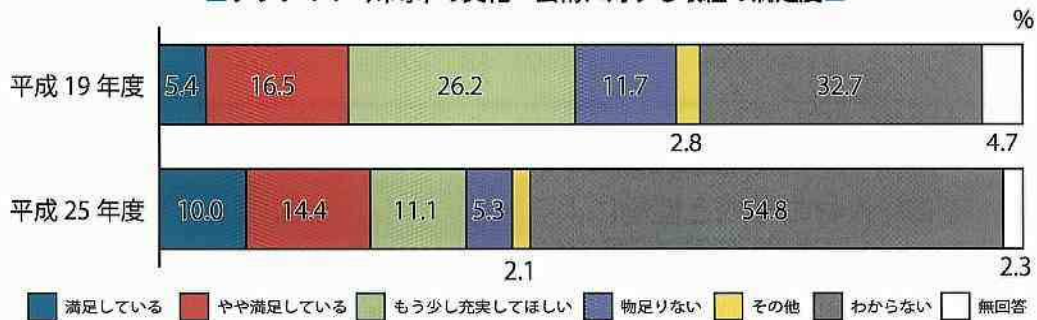
実施：平成 25 年 7 月～8 月

標本数：3,000

対象者：川崎市在住（満 20 歳以上）

有効回答数：1,407

■ グラフ 1-1 川崎市の文化・芸術に対する取組の満足度 ■



■ グラフ 1-2 文化芸術振興のために川崎市に力を入れてほしいもの ■



問い合わせ先

川崎市 市民・こども局 市民文化室

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

電話044-200-2029 FAX044-200-3248

メール 25bunka@city.kawasaki.jp

文化芸術基本法

目次

前文

第一章 総則（第一条—第六条）

第二章 文化芸術推進基本計画等（第七条・第七条の二）

第三章 文化芸術に関する基本的施策（第八条—第三十五条）

第四章 文化芸術の推進に係る体制の整備（第三十六条・第三十七条）

附則

文化芸術を創造し、享受し、文化的な環境の中で生きる喜びを見出すことは、人々の変わらない願いである。また、文化芸術は、人々の創造性をはぐくみ、その表現力を高めるとともに、人々の心のつながりや相互に理解し尊重し合う土壌を提供し、多様性を受け入れることができる心豊かな社会を形成するものであり、世界の平和に寄与するものである。更に、文化芸術は、それ自体が固有の意義と価値を有するとともに、それぞれの国やそれぞれの時代における国民共通のよりどころとして重要な意味を持ち、国際化が進展する中において、自己認識の基点となり、文化的な伝統を尊重する心を育てるものである。

我々は、このような文化芸術の役割が今後においても変わることなく、心豊かな活力ある社会の形成にとって極めて重要な意義を持ち続けると確信する。

しかるに、現状をみるに、経済的な豊かさの中にあいながら、文化芸術がその役割を果たすことができるような基盤の整備及び環境の形成は十分な状態にあるとはいえない。二十一世紀を迎えた今、文化芸術により生み出される様々な価値を生かして、これまで培われてきた伝統的な文化芸術を継承し、発展させるとともに、独創性のある新たな文化芸術の創造を促進することは、我々に課された緊要な課題となっている。

このような事態に対処して、我が国の文化芸術の振興を図るためには、文化芸術の礎たる表現の自由の重要性を深く認識し、文化芸術活動を行う者の自主性を尊重することを旨としつつ、文化芸術を国民の身近なものとし、それを尊重し大切にしよう包括的に施策を推進していくことが不可欠である。

ここに、文化芸術に関する施策についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、文化芸術が人間に多くの恵沢をもたらすものであることに鑑み、文化芸術に関する施策に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、文化芸術に関する施策の基本となる事項を定めることにより、文化芸術に関する活動（以下「文化芸術活動」という。）を行う者（文化芸術活動を行う団体を含む。以下同じ。）の自主的な活動の促進を旨として、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第二条 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者の自主性が十分に尊重されなければならない。

2 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者の創造性が十分に尊

重されるとともに、その地位の向上が図られ、その能力が十分に発揮されるよう考慮されなければならない。

- 3 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることに鑑み、国民がその年齢、障害の有無、経済的な状況又は居住する地域にかかわらず等しく、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備が図られなければならない。
- 4 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、我が国及び世界において文化芸術活動が活発に行われるような環境を醸成することを旨として文化芸術の発展が図られるよう考慮されなければならない。
- 5 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、多様な文化芸術の保護及び発展が図られなければならない。
- 6 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、地域の人々により主体的に文化芸術活動が行われるよう配慮するとともに、各地域の歴史、風土等を反映した特色ある文化芸術の発展が図られなければならない。
- 7 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、我が国の文化芸術が広く世界へ発信されるよう、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進が図られなければならない。

8 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、乳幼児、児童、生徒等に対する文化芸術に関する教育の重要性に鑑み、学校等、文化芸術活動を行う団体（以下「文化芸術団体」という。）、家庭及び地域における活動の相互の連携が図られるよう配慮されなければならない。

9 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者その他広く国民の意見が反映されるよう十分配慮されなければならない。

10 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用することが重要であることに鑑み、文化芸術の固有の意義と価値を尊重しつつ、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策との有機的な連携が図られるよう配慮されなければならない。

（国の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、文化芸術に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、文化芸術に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の関心及び理解）

第五条 国は、現在及び将来の世代にわたって人々が文化芸術を創造し、享受することができるとともに、文化芸術が将来にわたって発展するよう、国民の文化芸術に対する関心及び理解を深めるように努めなければならない。

（文化芸術団体の役割）

第五条の二 文化芸術団体は、その実情を踏まえつつ、自主的かつ主体的に、文化芸術活動の充実を図るとともに、文化芸術の継承、発展及び創造に積極的な役割を果たすよう努めなければならない。

(関係者相互の連携及び協働)

第五条の三 国、独立行政法人、地方公共団体、文化芸術団体、民間事業者その他の関係者は、基本理念の実現を図るため、相互に連携を図りながら協働するよう努めなければならない。

(法制上の措置等)

第六条 政府は、文化芸術に関する施策を実施するため必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章 文化芸術推進基本計画等

(文化芸術推進基本計画)

第七条 政府は、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、文化芸術に関する施策に関する基本的な計画（以下「文化芸術推進基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 文化芸術推進基本計画は、文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な事項その他必要な事項について定めるものとする。
- 3 文部科学大臣は、文化審議会の意見を聴いて、文化芸術推進基本計画の案を作成するものとする。
- 4 文部科学大臣は、文化芸術推進基本計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の施策に係る事項について、第三十六条に規定する文化芸術推進会議において連絡調整を図るものとする。
- 5 文部科学大臣は、文化芸術推進基本計画が定められたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 前三項の規定は、文化芸術推進基本計画の変更について準用する。

(地方文化芸術推進基本計画)

第七条の二 都道府県及び市（特別区を含む。第三十七条において同じ。）町村の教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十三条第一項の条例の定めるところによりその長が文化に関する事務（文化財の保護に関する事務を除く。）を管理し、及び執行することとされた地方公共団体（次項において「特定地方公共団体」という。）にあっては、その長）は、文化芸術推進基本計画を参酌して、その地方の実情に即した文化芸術の推進に関する計画（次項及び第三十七条において「地方文化芸術推進基本計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

- 2 特定地方公共団体の長が地方文化芸術推進基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該特定地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。

第三章 文化芸術に関する基本的施策

(芸術の振興)

第八条 国は、文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術（次条に規定するメディア芸術を除く。）の振興を図るため、これらの芸術の公演、展示等への支援、これらの芸術の制作等に係る物品の保存への支援、これらの芸術に係る知識及び技能の継承への支援、芸術祭等の開催その他の必要な施策を講ずるものとする。

(メディア芸術の振興)

第九条 国は、映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術（以下「メディア芸術」という。）の振興を図るため、メディア芸術の制作、上映、展示等への支援、メディア芸術の制作等に係る物品の保存への支援、メディア芸術に係る知識及び技能の継承への支援、芸術祭等の開催その他の必要な施策を講ずるものとする。

(伝統芸能の継承及び発展)

第十条 国は、雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊その他の我が国古来の伝統的な芸能（以下「伝統芸能」という。）の継承及び発展を図るため、伝統芸能の公演、これに用いられた物品の保存等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(芸能の振興)

第十一条 国は、講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能（伝統芸能を除く。）の振興を図るため、これらの芸能の公演、これに用いられた物品の保存等への支援、これらの芸能に係る知識及び技能の継承への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(生活文化の振興並びに国民娯楽及び出版物等の普及)

第十二条 国は、生活文化（茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化をいう。）の振興を図るとともに、国民娯楽（囲碁、将棋その他の国民的娯楽をいう。）並びに出版物及びレコード等の普及を図るため、これらに関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化財等の保存及び活用)

第十三条 国は、有形及び無形の文化財並びにその保存技術（以下「文化財等」という。）の保存及び活用を図るため、文化財等に関し、修復、防災対策、公開等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地域における文化芸術の振興等)

第十四条 国は、各地域における文化芸術の振興及びこれを通じた地域の振興を図るため、各地域における文化芸術の公演、展示、芸術祭等への支援、地域固有の伝統芸能及び民俗芸能（地域の人々によって行われる民俗的な芸能をいう。）に関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国際交流等の推進)

第十五条 国は、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進を図ることにより、我が国及び世界の文化芸術活動の発展を図るため、文化芸術活動を行う者の国際的な交流及び芸術祭その他の文化芸術に係る国際的な催しの開催又はこれへの参加、海外における我が国の文化芸術の現地の言語による展示、公開その他の普及への支援、海外の文化遺産の修復に関する協力、海外における著作権に関する制度の整備に関する協力、文化芸術に関する国際機関等の業務に従事する人材の養成及び派遣その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、前項の施策を講ずるに当たっては、我が国の文化芸術を総合的に世界に発信するよう努めなければならない。

(芸術家等の養成及び確保)

第十六条 国は、文化芸術に関する創造的活動を行う者、伝統芸能の伝承者、文化財等の保存及び活用に関する専門的知識及び技能を有する者、文化芸術活動に関する企画又は制作を行う者、文化芸術活動に関する技術者、文化施設の管理及び運営を行う者その他の文化芸術を担う者（以下「芸術家等」という。）の養成及び確保を図るため、国内外における研修、教育訓練等の人材育成への支援、研修成果の発表の機会の確保、文化芸術に関する作品の流通の促進、芸術家等の文化芸術に関する創造的活動等の環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化芸術に係る教育研究機関等の整備等)

第十七条 国は、芸術家等の養成及び文化芸術に関する調査研究の充実を図るため、文化芸術に係る大学その他の教育研究機関等の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国語についての理解)

第十八条 国は、国語が文化芸術の基盤をなすことにかんがみ、国語について正しい理解を深めるため、国語教育の充実、国語に関する調査研究及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

(日本語教育の充実)

第十九条 国は、外国人の我が国の文化芸術に関する理解に資するよう、外国人に対する日本語教育の充実を図るため、日本語教育に従事する者の養成及び研修体制の整備、日本語教育に関する教材の開発、日本語教育を行う機関における教育の水準の向上その他の必要な施策を講ずるものとする。

(著作権等の保護及び利用)

第二十条 国は、文化芸術の振興の基盤をなす著作権者の権利及びこれに隣接する権利（以下この条において「著作権等」という。）について、著作権等に関する内外の動向を踏まえつつ、著作権等の保護及び公正な利用を図るため、著作権等に関する制度及び著作物の適正な流通を確保するための環境の整備、著作権等の侵害に係る対策の推進、著作権等に関する調査研究及び普及啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国民の鑑賞等の機会の充実)

第二十一条 国は、広く国民が自主的に文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会の充実を図るため、各地域における文化芸術の公演、展示等への支援、これらに関する情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(高齢者、障害者等の文化芸術活動の充実)

第二十二条 国は、高齢者、障害者等が行う文化芸術活動の充実を図るため、これらの者の行う創造的活動、公演等への支援、これらの者の文化芸術活動が活発に行われるような環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(青少年の文化芸術活動の充実)

第二十三条 国は、青少年が行う文化芸術活動の充実を図るため、青少年を対象とした文化芸術の公演、展示等への支援、青少年による文化芸術活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(学校教育における文化芸術活動の充実)

第二十四条 国は、学校教育における文化芸術活動の充実を図るため、文化芸術に関する体験学習等文化芸術に関する教育の充実、芸術家等及び文化芸術団体による学校における文化芸術活動に対する協力への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(劇場、音楽堂等の充実)

第二十五条 国は、劇場、音楽堂等の充実を図るため、これらの施設に関し、自らの設置等に係る施設の整備、公演等への支援、芸術家等の配置等への支援、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(美術館、博物館、図書館等の充実)

第二十六条 国は、美術館、博物館、図書館等の充実を図るため、これらの施設に関し、自らの設置等に係る施設の整備、展示等への支援、芸術家等の配置等への支援、文化芸術に関する作品等の記録及び保存への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地域における文化芸術活動の場の充実)

第二十七条 国は、国民に身近な文化芸術活動の場の充実を図るため、各地域における文化施設、学校施設、社会教育施設等を容易に利用できるようにするための措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

(公共の建物等の建築に当たっての配慮等)

第二十八条 国は、公共の建物等の建築に当たっては、その外観等について、周囲の自然的環境、地域の歴史及び文化等との調和を保つよう努めるものとする。

2 国は、公共の建物等において、文化芸術に関する作品の展示その他の文化芸術の振興に資する取組を行うよう努めるものとする。

(情報通信技術の活用の推進)

第二十九条 国は、文化芸術活動における情報通信技術の活用の推進を図るため、文化芸術活動に関する情報通信ネットワークの構築、美術館等における情報通信技術を活用した展示への支援、情報通信技術を活用した文化芸術に関する作品等の記録及び公開への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(調査研究等)

第二十九条の二 国は、文化芸術に関する施策の推進を図るため、文化芸術の振興に必要な調査研究並びに国の内外の情報の収集、整理及び提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体等への情報提供等)

第三十条 国は、地方公共団体及び民間の団体等が行う文化芸術の振興のための取組を促進するため、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(民間の支援活動の活性化等)

第三十一条 国は、個人又は民間の団体が文化芸術活動に対して行う支援活動の活性化を図るとともに、文化芸術活動を行う者の活動を支援するため、文化芸術団体が個人又は民間の団体からの寄附を受けることを容易にする等のための税制上の措置、文化芸術団体が行う文化芸術活動への支援その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(関係機関等の連携等)

第三十二条 国は、第八条から前条までの施策を講ずるに当たっては、芸術家等、文化芸術団体、学校等、文化施設、社会教育施設、民間事業者その他の関係機関等の間の連携が図られるよう配慮しなければならない。

2 国は、芸術家等及び文化芸術団体が、学校等、文化施設、社会教育施設、福祉施設、医療機関、民間事業者等と協力して、地域の人々が文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会を提供できるようにするよう努めなければならない。

(顕彰)

第三十三条 国は、文化芸術活動で顕著な成果を収めた者及び文化芸術の振興に寄与した者の顕彰に努めるものとする。

(政策形成への民意の反映等)

第三十四条 国は、文化芸術に関する政策形成に民意を反映し、その過程の公正性及び透明性を確保するため、芸術家等、学識経験者その他広く国民の意見を求め、これを十分考慮した上で政策形成を行う仕組みの活用等を図るものとする。

(地方公共団体の施策)

第三十五条 地方公共団体は、第八条から前条までの国の施策を勘案し、その地域の特性に応じた文化芸術に関する施策の推進を図るよう努めるものとする。

第四章 文化芸術の推進に係る体制の整備

(文化芸術推進会議)

第三十六条 政府は、文化芸術に関する施策の総合的、一体的かつ効果的な推進を図るため、文化芸術推進会議を設け、文部科学省及び内閣府、総務省、外務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省その他の関係行政機関相互の連絡調整を行うものとする。

(都道府県及び市町村の文化芸術推進会議等)

第三十七条 都道府県及び市町村に、地方文化芸術推進基本計画その他の文化芸術の推進に関する重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くことができる。